

砺波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の要旨

1. 趣旨

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を併せて処理する浄化槽を設置する者に、市がその設置費用の一部を助成するもの

2. 補助対象となる合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を併せて処理する浄化槽であって、処理対象人員 50 人以下のもの

3. 補助の対象となる地域

- ・下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で相当の期間要する区域を含む）

4. 対象建築物

- ・住宅（ただし、店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が2分の1以上であるもの）
- ・ホテル、旅館、簡易宿泊所、飲食店又は喫茶店（建物用途は、昭和44年建設省告示第3184号により日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に定めるところによる）
- ・その他市長が特に認めた建物

5. 対象設置者

次の者を除く。

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行っていない者
- ・販売の目的で合併処理浄化槽付き住宅等を建築する者
- ・住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られない者

6. 補助金の人槽区分及び限度額（H23.4.1～）

人 槽 区 分	補 助 金 額
5人槽	400,000円
7人槽	500,000円
10人槽	650,000円
11人槽から20人槽まで	1,002,000円
21人槽から30人槽まで	1,545,000円
31人槽から50人槽まで	2,129,000円

7. 施行年月日

平成12年4月1日

8. その他

合併処理浄化槽の人槽区分については、厚生センター又は富山県建築主事にて受理された人槽であること。

浄化槽設置整備事業

市民の皆さんへの説明用

合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請手続き

1. 交付申請

《添付書類》

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 砺波厚生センターで受理された「浄化槽設置届出書」の写し、又は砺波土木センターで確認のおりた「建築確認通知書」と「し尿浄化槽調書」の写し
- ③ 設置場所の位置図（住宅地区等の写し）
- ④ 住宅を借りている者は所有者の承諾書
- ⑤ その他市長が必要と認める書類
 - ・誓約書
 - ・**浄化槽の法定検査に関する誓約書**
 - ・登録浄化槽管理票（C票）－（メーカー発行）
 - ・登録証の写し－（メーカー発行）
 - ・保証登録証（市町村用）
 - ・認定シート（メーカー発行）
 - ・図面（平面図及び配置図・放流経路図）
 - ・浄化槽工事業者の「浄化槽設備士免状」の写し
 - ・見積り書（本体と設置費用）の写し
- ⑥市税等納付(納入)状況確認承諾書

2. 交付決定通知

補助金を交付すると決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

3. 工事着工

- ・工事の着工は補助金の交付が決まってから着工してください。
- ・各工程の写真を撮影しておいて下さい。（2部）
- ・工事中に市による施工確認(立会い)を行います。

4. 実績報告及び補助金請求

事業が完了した後1ヶ月以内に次の書類を提出してください。

《添付書類》

- ① 実績報告書（様式第3号）
- ② 工事状況写真（2部）
- ③ **浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し**（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ④ **浄化槽法定検査依頼書の写し**
- ⑤ 補助金交付請求書（様式第5号）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類
 - ・チェックリスト
 - ・請求書及び領収書の写し

5. 補助金額の確定・補助金交付

- ① 書類審査、現地調査の後、申請者名義の指定銀行口座に振り込みます。

※振込先を確認するため口座名義と口座番号がわかる箇所の通帳のコピーの提出をお願いします

参考

◎浄化槽の人槽区分及び補助金の限度額（H23.4.1～）

人 槽 区 分	補助金の限度額
5人槽	400,000円
7人槽	500,000円
10人槽	650,000円
11人槽から20人槽まで	1,002,000円
21人槽から30人槽まで	1,545,000円
31人槽から50人槽まで	2,129,000円

◎浄化槽の維持管理費(概算)

※浄化槽を設置すると維持管理に以下の費用が必要となります。		
7人槽の場合（ただし、使用状況によっては変動します。）		
① 浄化槽の保守点検料	（設置者→保守点検業者）	約20,000円/年
② 浄化槽の清掃料	（設置者→清掃業者）	約60,000円/年
③ 浄化槽の検査手数料	（設置者→県浄化槽協会）	初年度 10,000円/年
		次年度より 6,000円/年